

1 債却資産に係る固定資産税の堅持

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局・総務局)

債却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。

<具体的な要求内容>

債却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。

2 国有資産等所在市町村交付金制度の見直し

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

国有資産等所在市町村交付金制度を見直すこと。

<具体的な要求内容>

国有資産等所在市町村交付金制度については、固定資産税相当分に加え、都市計画税相当分も交付するよう見直すこと。

3 個人事業税の課税方式の見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

個人事業税の課税対象事業を法令に限定列挙する現行の方式を、事業形態や働き方の多様化に即して見直すこと。

<具体的な要求内容>

課税の公平性を確保するため、個人事業税の課税対象事業を法令に限定列挙する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。それが実現されるまでの間、社会経済情勢に即し、早急に新規業種を課税対象に隨時追加すると共に、現行の法定業種についても、納税者にとってより分かり易く且つ税務行政の効率化に資するよう、業種認定の具体的な基準を見直すこと。

4 自動車の所有権移転代位登録の実現

(提案要求先 総務省・国土交通省)
(都所管局 主税局)

所有権留保付き自動車で割賦代金が完済された場合、租税債権者の代位による所有権移転登録が実現できるよう法令を改正すること。

<具体的な要求内容>

租税債権者が自動車の所有権移転代位登録を行うに当たって、自動車検査証記録事項変更を租税債権者の代位や監督官庁の職権により変更できるよう法令を改正すること。

留保権者に対して、譲渡証明書、印鑑証明書等の代位申請に必要な書面の提出を義務付けるよう法令を改正すること。

5 固定資産税等の徴収制度の改善

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

固定資産税・都市計画税については、法定納期限等以前に設定された抵当権により担保されている債権に優先して徴収できる制度を創設するなど、関連する制度の改善を図ること。

<具体的な要求内容>

固定資産税等については、法定納期限等以前に設定された抵当権により担保されている債権に優先して徴収できる制度を創設するなど、関連する制度の改善を図ること。

6 差押不動産及び特定参加差押不動産に係る立入調査権の創設

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局)

滞納者が所有する不動産を第三者が使用しているとき、差押財産等を換価するために必要な調査として国税徴収法に基づいた立入りができるよう法令を改正すること。

<具体的な要求内容>

国税徴収法に民事執行法第57条と同様の規定を設ける（又は準用する）よう法令を改正し、滞納者の不動産を第三者が使用（占有）している場合も、強制的に立ち入ることができる権限を徴収職員に付与すること。

7 不動産等公売処分等に係る不服申立書について の発信主義の適用除外

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

不動産等公売処分等に係る不服申立書の提出について、地方税も国税と同様に到達主義となるように法令を改正すること。

<具体的な要求内容>

地方税において、不動産等についての公売公告から売却決定までの処分及び換価代金等の配当処分の欠陥を理由とする不服申立書が郵便又は信書便により提出された場合、その不服申立書が不服申立て先に到達した時に、その提出がされたこととなるように法令を改正すること。

8 自動車関係諸税の見直し及び地方税財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・財務局)

- (1) 自動車を取り巻く環境の変化等を踏まえ、自動車関係諸税の課税の在り方を見直すこと。
- (2) 自動車関係諸税の課税の在り方を見直す場合には、地方自治体に減収が生じることのないよう、税収規模を維持すること。
- (3) 燃料課税については、現在の税率水準を維持すること。

<具体的な要求内容>

- (1) 自動車を取り巻く環境の変化等を踏まえ、自動車関係諸税の課税の在り方を見直すこと。
- (2) 自動車関係諸税は、環境負荷など自動車の社会的コストに対し、地方自治体が実施する施策のための貴重な財源となっていることから、その課税の在り方を見直す場合には、地方自治体に減収が生じることのないよう、税収規模を維持すること。
- (3) 燃料課税については、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響や地方自治体の安定的な財源となっていることなどを踏まえ、引き続き、現在の税率水準を維持すること。

9 外形標準課税の適用対象の在り方検討における中小企業への配慮

(提案要求先 財務省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局・主税局)

外形標準課税の適用対象の在り方については、中小企業への影響を考慮し、慎重に検討すること。

<具体的な要求内容>

外形標準課税の適用対象の在り方については、中小企業の経営や地域経済への影響を考慮し、慎重に検討すること。